

第22回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日～2021年3月31日)

フォーライフ株式会社

第22回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めると共に、継続的な事業発展、持続的な企業価値の向上に資するようコーポレート・ガバナンスの充実に取組むと共に、ステークホルダーに公正な経営情報の開示及びその適正性を確保してまいります。また、内部統制システムを整備・運用し経営の健全性、透明性の確保並びにコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

- ① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書取扱いに係る規定に基づき作成・保存することとしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会はリスク管理に係る規程を制定すると共に、組織横断的リスクを管理しております。各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当役員が行うこととしております。
各部門の担当役員は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び関係諸法令に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行うこととしております。
代表取締役社長は、取締役会規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うこととしております。
- ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
従業員がとるべき行動の規範を示した「企業規範」を制定し、従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しております。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
現在、当社は関係会社を有しておりませんが、今後、該当した場合は、企業集団における業務の適正を確保するべく関係会社の管理に係る規程を制定し、それに基づく体制としております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとしております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び以下の必要な情報提供を行うこととしております。

- ・重要な社内会議で決議された事項
- ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ・毎月の経営状況として重要な事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・重要な会計方針、会計基準及びその変更

- ⑩ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱いを禁止いたします。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、速やかに処理いたします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行い監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができることとなっております。

監査役は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとなっております。

⑬ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については謝絶することを基本方針とし、これを社内規程において明文化しております。また、取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には速やかに取引を解消いたします。

総務人事部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積を行うこととしております。また、役員及び従業員が基本方針を遵守するよう教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方針を整備し周知を図ります。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し有事の際の協力体制を構築することといたします。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 取締役会を13回開催し、各取締役は、法令又は定款に定められた事項や経営上重要な事項について審議を行うと共に、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役、監査役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督・監査機能の発揮を図っております。
- ② 監査役会を14回開催し、各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき取締役の業務の適正性について監査を行っております。また、取締役会、コンプライアンス委員会への出席、会計監査人・代表取締役・内部監査室と定期的に会合を行い、情報交換を行っております。
- ③ コンプライアンス委員会を年4回（四半期毎）開催し、法令や条例改正に合わせた社内規程の見直しの検討を行ったほか、情報セキュリティや個人情報保護等に関する情報共有、他社リスク事例の共有・検討や社内コンプライアンス推進活動計画の審議決定等を行っております。
- ④ 内部監査室は、年度計画に基づいて全部門を対象に内部監査を実施し、内部統制の運用状況について監査いたしました。監査結果は代表取締役及び監査役に報告しております。また、監査法人及び監査役と意見交換や監査状況の報告をする等、三様監査を実施しております。
- ⑤ 社員に対するコンプライアンス、インサイダー取引防止に関する研修のほか、内部通報制度の周知などを定期的にも実施しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	154,880	104,880	104,880	9,529	2,253,436	2,262,966	△591	2,522,134	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△79,987	△79,987		△79,987	
当 期 純 利 益					379,602	379,602		379,602	
自己株式の取得							△96	△96	
当期変動額合計	-	-	-	-	299,614	299,614	△96	299,518	
当 期 末 残 高	154,880	104,880	104,880	9,529	2,553,051	2,562,580	△687	2,821,652	

項 目	純資産合計
当 期 首 残 高	2,522,134
当 期 変 動 額	
剰余金の配当	△79,987
当 期 純 利 益	379,602
自己株式の取得	△96
当期変動額合計	299,518
当 期 末 残 高	2,821,652

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては、残価保証額を残存価額としております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

- ・ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

- ・ 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、株主優待ポイントの利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

- ② 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については費用処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産・仕掛販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。なお、当事業年度において販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る評価損は計上しておりません。

販売用不動産	531,909千円
仕掛販売用不動産	3,202,556千円

② 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

・当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

販売用不動産・仕掛販売用不動産の貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。所有する個々の販売用不動産・仕掛販売用不動産について正味売却価額と帳簿価額を比較し、正味売却価額が帳簿残高を下回る場合にその差額をたな卸資産評価損として売上原価に計上しております。

・当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額の見積りには経済情勢や不動産市況を踏まえた将来の販売計画等を重要な仮定として用いています。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

正味売却価額は、経済情勢や不動産市況を踏まえた将来の販売計画等の変動により影響を受ける可能性があり、当該影響によって、正味売却価額及びたな卸資産評価損が変動する可能性があります。

(2) 注文住宅事業に係る売上高

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

工事収益	398,776千円
工事原価	327,919千円
工事利益	70,857千円

② 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

・当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

注文住宅事業に係る請負工事について、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当事業年度の工事収益及び工事原価を認識しております。決算日における工事進捗度は原価比例法により見積りを行っております。なお、工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められないもの及び工期がごく短いものについては工事完成基準を適用しております。

・当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事原価総額については、工事完了までに発生すると見込まれる支出の総額に基づいており、各事業年度末において、工事に必要とされる施工技術、施工実績、予算、工事計画等を勘案して算定しております。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

工事原価総額については、工事の進捗等に伴い変動する可能性があることから、実際の原価発生と対比して見積りの見直しを行っておりますが、前提とした条件が変化した場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	226,830千円
仕掛販売用不動産	2,335,613千円
計	2,562,444千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,990,000千円
計	1,990,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	310	76	—	386

(注) 普通株式の自己株式数の増加76株は、単元未満株式の買取りによる増加76株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月28日 定時株主総会	普通株式	59,990	30	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	19,996	10	2020年9月30日	2020年12月10日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月26日 定時株主総会	普通株式	49,990	25	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 上記配当は、本株主総会の決議事項となっております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	23,629千円
未払事業税	8,088千円
減価償却超過額	7,183千円
その他	2,482千円
繰延税金資産合計	41,383千円
繰延税金資産の純額	41,383千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については、分譲住宅事業の事業用地の仕入資金を始めとする事業活動に必要な資金を、主に銀行からの短期借入により調達しております。なお、設備投資等の理由により長期的な資金が必要となる際には、資金計画等を十分に検討し、適切な手段を用いて資金調達を行うこととしております。

デリバティブ取引については、将来の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びに管理体制

営業債権である完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の営業債権の管理に関する規程に従い、担当部署が顧客ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金、未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。これらは決済時において流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されているため、経理財務部が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

短期借入金については、主に分譲住宅事業の事業用地の仕入資金に対する資金調達であります。これらは返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、経理財務部が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。また借入金のうち変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されているため、月次単位で報告資料を作成し、調達金利の動向を把握することによって管理を行っております。

長期借入金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化に備え、安定的かつ機動的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤のより一層の安定を図ることを目的として調達しております。

未払法人税等は、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

社債は主に運転資金の調達を目的とした資金調達であり、償還日は最長で決算日の2年後であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,161,923	2,161,923	—
(2) 完成工事未収入金	276,819	276,819	—
資 産 合 計	2,438,742	2,438,742	—
(1) 買 掛 金	437,263	437,263	—
(2) 短期借入金	1,990,000	1,990,000	—
(3) 未 払 金	54,658	54,658	—
(4) 未 払 法 人 税 等	155,889	155,889	—
(5) 社 債 (1 年 内 償 還 予定の社債を含む)	170,000	169,906	△93
(6) 長期借入金 (1 年 内 返 済 予定の長期借入金を含む)	633,129	628,610	△4,518
(7) リース債務 (1 年 内 返 済 予定のリース債務を含む)	9,920	9,879	△41
負 債 合 計	3,450,860	3,446,207	△4,653

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債 (6) 長期借入金 (7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行及び新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態は、実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,161,923	—	—	—
完成工事未収入金	276,819	—	—	—

(4) 短期借入金、社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	1,990,000	—	—	—
社債	80,000	90,000	—	—
長期借入金	120,204	452,925	60,000	—
リース債務	2,995	6,925	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,411円10銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 189円83銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(追加情報)

(株主優待引当金)

株主優待費用は、従来、株主優待制度利用時に費用処理をしておりましたが、利用実績率を正確に把握する体制が整い、引当額を合理的に見積ることが可能となったため、当事業年度より、翌事業年度以降に発生すると見込まれる株主優待費用の額を株主優待引当金として計上することといたしました。この結果、従来の方によった場合と比較して、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,656千円減少しております。

(新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は軽微であり、重要な影響が見られていないことから、新型コロナウイルス感染症による重要な影響は限定的なものと仮定して会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多いことから、事態が深刻化し当社の事業活動に支障が生じる場合は、翌事業年度以降の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。